



県章

山形県公報

平成25年11月29日（金）

第2500号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県県税規則の一部を改正する規則……………（税 政 課）…1254

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…1255
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（ 同 ）…1256
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）…1257
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（置賜総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（庄内総合支庁建設総務課）…1258
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ）…1259
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 事業の認定……………（用 地 課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）…1261

教育委員会関係

告 示

○山形県指定天然記念物の指定……………1262

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1263
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（ 同 ）… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…1264
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（河北病院）…1268
- 同……………（ 同 ）… 同

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第81号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

附則第17項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金に関する様式の特例）」を付し、同項を次のように改める。

17 当分の間、別記第2号様式、別記第2号の2様式及び別記第4号様式から別記第5号の3様式までの規定中「割合」とあるのは、「割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」とする。

附則に次の1項を加える。

18 当分の間、別記第86号様式から別記第87号様式まで、別記第94号様式、別記第98号の3様式から別記第98号の5様式まで、別記第122号様式及び別記第164号の5様式の規定中「の割合」とあるのは、「の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（山形県県税規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 山形県県税規則の一部を改正する規則（平成25年7月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

附則の改正規定中「附則第17項を附則第19項とし、附則第16項を附則第18項とし、附則第15項を附則第17項とし」を「附則第18項を附則第20項とし、附則第15項から附則第17項までを2項ずつ繰り下げ」に改める。

告 示

山形県告示第1064号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能ホームそれいゆ	小規模多機能型居宅介護	米沢市徳町225番地の1	平成25.10.22
小規模多機能ふよう	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	酒田市宮野浦三丁目5番65号	同 10.31
神室ふくすけの家	通所介護 介護予防通所介護	最上郡金山町大字金山274番地1	同 11.1
デイサービスセンターかがやき	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796番地20号	同
い〜かお えがお	通所介護 介護予防通所介護	西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の12	同 11.5
居宅介護支援事業所 えがお	居宅介護支援	西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の12	同

山形県告示第1065号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

酒田第一タクシー指定訪問介護事業所
酒田市幸町二丁目2番5号

(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
酒田市あきほ町651番地の4	酒田市幸町二丁目2番5号	平成24.10.1

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

株式会社医療救急サービスヘルスケアショップシーブ
新庄市大町3番31号

(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
新庄市大町2番26号	新庄市大町3番31号	平成24.10.1

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

リバーヒルケアサポートセンター中道

長井市中道二丁目2番32号

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
リバーヒルケアセンターすこやか	リバーヒルケアサポートセンター中道	平成25. 4. 1

山形県告示第1066号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
神室ふくすけの家	通所介護 介護予防通所介護	最上郡金山町大字金山274番地1	平成25. 10. 31

山形県告示第1067号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開 設 者	指 定 施 術 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
もてぎ整骨院	金田篤史	北村山郡大石田町大石田丙465番地の1	平成25. 10. 1

山形県告示第1068号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
ハートスマイル株式会社	訪問介護ハートスマイル 鶴岡市日枝字鳥居上50番地14	訪 問 介 護	平成25. 11. 14

山形県告示第1069号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
ハートスマイル株式会社	訪問介護ハートスマイル 鶴岡市日枝字鳥居上50番地14	介護予防訪問介護	平成25. 11. 14

山形県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字山辺字南町644番1から 同 元宮1番まで	旧	34.5 メートル } 7.2	1,981 メートル
東村山郡山辺町大字山辺字南町575番1から 同 大字根際字五宮2182番まで		12.0 メートル } 4.4	1,316 メートル
東村山郡山辺町大字山辺字南町644番1から 同 元宮1番まで	新	34.5 メートル } 7.2	1,981 メートル

山形県告示第1071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢猪苗代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市大字関字馬場ノ前一2647番4から 同 字洞昌寺門前2290番乙まで	旧	12.8 メートル } 7.6	642 メートル
同 上		21.5 メートル } 8.5	同 上

山形県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市田麦俣字上米山37番1から 同 37番6まで	旧	40.0メートル } 27.8	メートル 26
同 上	新	45.2メートル } 27.8	同 上

山形県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市羽黒町荒川字前田元67番4から 同 字宮東86番1まで	旧	17.4メートル } 10.2	メートル 180
同 上	新	22.0メートル } 13.0	同 上

山形県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市高坂字天王原223番1から		旧	17.0メートル	180メートル
同 字古町15番2まで			10.0	
同	上	新	20.8メートル	同上
			12.0	

山形県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市田麦俣字上米山37番1から
同 37番6まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月29日

山形県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町荒川字前田元67番4から
同 字宮東86番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月29日

山形県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市高坂字天王原223番1から
同 字古町15番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月29日

山形県告示第1078号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称
河北町、社会福祉法人平和春秋会
- 2 事業の種類
河北町第2認定こども園（仮称）整備事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分 西村山郡河北町谷地字月山堂地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

河北町第2認定こども園（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」及び土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である河北町及び社会福祉法人平和春秋会は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 町内における4箇所の公立幼児施設（北谷地保育所、谷地西部保育所、西里幼稚園及び溝延幼稚園）は、何れも改築後30年以上経過しており、老朽化が目立ち始めている。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通じての子育てを学ぶ機会の減少や地域社会の子育て機能の低下など、保護者・幼児を取り巻く社会環境の変化により、幼児に必要な教育・保育ニーズが多様化してきており、既存の幼児施設では対応が困難な状況となっている。

本件事業は、これらの問題への対応として、幼保連携型「認定こども園」を設置し、その運営を民営化するものである。本件事業の施行により、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を兼ね備えた施設となるばかりでなく、これまで多様化する教育・保育ニーズに柔軟かつ迅速に responding してきた民間活力を活用することにより、行政と民間がそれぞれの特性を十分に発揮できることとなり、教育・保育サービスの全体の向上を達成できる。

併せて、本件事業の施行により、自然災害時等における園児及び教職員等の安全確保を図るものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) 設置場所は、1園目の認定こども園を町の北部としたことから、河北町第2認定こども園（仮称）は町の南部とする。

(ロ) 事業に必要な面積（12,000㎡程度）が確保できること。

(ハ) 支障となる建物等がなく、敷地の造成が容易であること。

(ニ) 交通面などの周辺環境の安全性が確保できること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、交通量が少なく歩道が整備されている箇所であることから最も安全であり、かつ、造成高が1m程度であり敷地の造成が最も容易であるなどの理由により、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地は最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 本件事業により認定こども園に移行する予定の既存の町立保育所は、改築後30年以上経過していることから、施設設備の老朽化が目立ち始めてきており、幼児及び職員等の安全確保が急務となっている。

また、教育・保育ニーズが多様化してきている原因として、核家族化の進行や共働き世代の増加が考えら

れ、今後ともこの傾向が続くと想定される。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、取用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

河北町政策推進課

山形県告示第1079号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中	天童支店天童交り江出張所	天童支店天童交り江出張所	交り江一丁目6番20号	〃	〃	を
	天童東支店	天童東支店	南町一丁目7番1号	〃	〃	

天童支店天童交り江出張所	天童支店天童交り江出張所	交り江一丁目6番20号	〃	〃	に、
--------------	--------------	-------------	---	---	----

上山支店上山南出張所	上山支店上山南出張所	上市市南町3番47号	〃	〃	を
------------	------------	------------	---	---	---

上山支店上山南出張所	上山支店上山南出張所	上市市南町3番47号	〃	〃	に改める。
天童東支店	天童東支店	天童市本町一丁目3番18号	〃	〃	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第17号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第31条第1項の規定により、山形県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成25年11月29日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

種 別	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所
天然記念物	赤坂の薬師ザクラ	1	個人	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙
天然記念物	殿入ザクラ	1	個人	西置賜郡白鷹町大字浅立
天然記念物	釜ノ越サクラ	1	西置賜郡白鷹町蚕桑財産区	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地
天然記念物	子守堂のサクラ	1	個人	西置賜郡白鷹町大字鮎貝ほか
天然記念物	八乙女種まきザクラ	1	宗教法人八幡神社	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1092番地
天然記念物	後庵ザクラ	1	個人	西置賜郡白鷹町大字鮎貝

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

第40条の見出し中「職員の」を削り、同条第1項中「職員を」及び「をさせる場合」を削り、同項第1号中「昇給抑制年齢職員」を「昇給抑制等年齢職員」に、「3号給」を「1号給」に改め、同項第2号中「昇給抑制年齢職員」を「昇給抑制等年齢職員」に、「2号給」を「0」に改め、同項第3号中「昇給抑制年齢職員」を「昇給抑制等年齢職員」に、「1号給以下」を「0」に改める。

第41条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。

第61条の2第1項第2号中「、第5項」を「若しくは第5項」に、「第6条第2項」を「第6条第2項若しくは第3項」に改め、同項第3号中「、第4項」を「若しくは第4項」に、「第6条第2項」を「第6条第2項若しくは第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成26年3月29日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
うめや長井北店
長井市緑町9番18号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社うめや 長井市今泉552番地
代表取締役社長 渡部俊二
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社うめや 長井市今泉552番地
代表取締役社長 渡部俊二
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年7月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,270平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 118台
 - (2) 駐輪場の収容台数 70台
 - (3) 荷さばき施設の面積 136平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 36立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 株式会社うめや 午前8時から午後11時まで
ロ 未定 午前9時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成25年11月13日
- 9 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年3月29日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンターヤマザワ上山店
上山市南町3番37号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（廃止前）4,994平方メートル
（廃止後） 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日
平成25年11月25日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営鈴川第二アパート4号	山形市鈴川町三丁目17-22	3K	44.4	1	一般用	12,100	14,000	16,000	17,900	17,900	17,900	3月分の家賃に相当する額
同 深町アパート3号	同 深町一丁目7-27	3DK	62.6	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	41,500	
同 あたごアパート	同 小白川町五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700	
同 天童駅南アパート2号	天童市田鶴町四丁目18-22	3DK	73.1	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	
同 天童南部アパート2号	同 南町三丁目18-2	2LDK	70.1	1	特定目的用 (高齢・身障用)	25,600	29,500	33,700	38,100	43,500	50,200	
同	同	3LDK	79.9	1	一般用	29,100	33,600	38,500	43,400	49,600	57,200	
同 3号	同 18-3	同	79.9	1	同	29,100	33,600	38,500	43,400	49,600	57,200	
同 5号	同 18-5	同	79.9	1	特定目的用 (高齢・身障用)	29,500	34,000	38,900	43,900	50,200	57,900	
同 近江アパート1号	東村山郡山辺町近江1-1	3DK	62.6	1	一般用	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	
同 中原アパート2号	東村山郡中山町大字長崎881-2	同	69.4	2	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400	
同 長崎アパート	同 8035-205	同	62.8	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同 南寒河江アパート2号	寒河江市大字高屋字西浦100-5	同	62.6	1	同	17,300	19,500	22,800	25,700	29,400	33,900	
同 左沢アパート	西村山郡大江町大字藤田字藤田原264-3	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	

同 東根中央ア パ一ト2号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500	
同 3号	同	同	62.6	1	同	19,400	22,400	25,600	28,800	33,000	38,000	
同 大石田アパ 一ト	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	2	同	14,600	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成25年12月4日から同月10日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成25年12月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成26年2月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年11月29日

山形県立河北病院長 多田敏彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
血液検査分析システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立河北病院医事経営課施設用度係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 平成25年9月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社コア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 落札金額 26,565,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年8月2日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年11月29日

山形県立河北病院長 多田敏彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
X線テレビ透視撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立河北病院医事経営課施設用度係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 平成25年9月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
丸木医科器械株式会社山形支店 山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番22号
- 5 落札金額 31,395,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年8月9日